

TAX NEWS

—消費税増税に伴うキャッシュレス・消費者還元事業—

消費税増税時の景気刺激策として 以下の事業について約 3,000 億円の予算措置が講じられています。景気刺激策という大義名分のもとに、キャッシュレス決済を推し進めたい政府の思惑も感じられますが、消費者として、また事業主として、この事業をうまく活用したいものです。

キャッシュレス・消費者還元事業

平成31年度予算案額 **2,798億円（新規）**

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none">平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none">本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p> <p>(1) 国 → 民間団体等 → 補助 → 決済事業者等 → 補助 → 中小・小規模事業者 → ポイント付与 → 消費者</p> <p>(2) 国 → 民間団体等 → 補助 → 決済事業者等 → 補助 → 中小・小規模事業者 → 端末導入費用 → 決済事業者等 2/3 国 1/3 中小・小規模事業者</p> <p>(3) 国 → 民間団体等 → 補助 → 決済事業者等 → 補助 → 中小・小規模事業者 → 手数料の引下げ → 決済事業者等 1/3 国 1/3 中小・小規模事業者</p>	<p>事業イメージ</p> <p>(1) 消費者への還元</p> <ul style="list-style-type: none">平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者が主キャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。①社会進会上不適切と考えられる者、②換金性の高い取引、③別途の需要平準化対策が講じられる取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の大部分を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。 <p>(2) 決済端末等の導入補助</p> <ul style="list-style-type: none">(1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。 <p>(3) 決済手数料の補助</p> <ul style="list-style-type: none">(1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の1/3を、期間中補助します。 <p>(4) キャッシュレス決済の周知・普及</p> <ul style="list-style-type: none">キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、ATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

出典：経済産業省 事業概要説明資料より URL：<http://www.meti.go.jp>

<事業の概要>

- ・期間 2019年10月1日～2020年6月30日
- ・キャッシュレスにより支払った消費者に対して原則5%の還元（大手FCは2%）
- ・カード会社等の決済手数料を3.25%以下としたうえで、その1/3を国が補助
- ・キャッシュレス決済に必要な端末の導入費用は国（2/3）と決済事業者（1/3）が補助
- ・小売業に限らず、中小企業者（個人事業主含む）であれば全業種が対象
- ・登録やポイント還元は、決済事業者（カード会社等）を通じて行われる

<キャッシュレス決済を勧める政府の狙い>

- ・脱税やマネーロンダリングなどの犯罪につながる現金取引の縮減
- ・東京オリンピックに向けて、キャッシュレス化が進む海外からの観光客への対応（各国のキャッシュレス決済比率 米：46%、中国：60%、韓国：96.4%、日本：19.8%）
- ・現金のハンドリングコストの削減と生産性の向上（貨幣発行コスト：年間約500億円、金融機関ATM維持管理運搬コスト：年間2兆円）

（文責 藤村 祐司）